

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	国民健康保険に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

飯綱町は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

長野県飯綱町長

公表日

令和8年3月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	・国民健康保険法に基づき、被保険者に対し資格管理・保険給付の事務を行っている。 ・地方税法に基づき、被保険者に対し国民健康保険税を算出し賦課している。 ・オンライン資格確認等に関する事務
③システムの名称	総合行政システム(国民健康保険)、統合宛名システム、中間サーバー、次期国保総合システムおよび国保情報集約システム、医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
個人資格ファイル、所得資産ファイル、賦課情報ファイル、レセプト情報ファイル、給付情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一 第16項及び第30項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条及び第24条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 (情報提供の根拠): 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62,78,80,87,88,93,97,106,109,120の各項 (情報照会の根拠): 42,43,44,45の各項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民環境課
②所属長の役職名	住民環境課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	飯綱町 総務課 長野県上水内郡飯綱町大字牟礼2795-1 026-253-2511
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	飯綱町 企画課 長野県上水内郡飯綱町大字牟礼2795-1 026-253-2511
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年3月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年3月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄 等	

9. 監査	
実施の有無	[] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> [2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策] <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。また、副本登録等に使用する統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定個人情報は、担当業務に必要な範囲に制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐付けられることはない。これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年4月1日	Iの5 ①部署	住民税務課	住民環境課	事後	組織変更に伴う単なる名称変更であるため、重要な変更には該当しない。
平成27年4月1日	Iの5 ②所属長	住民税務課長 原 章胤	住民環境課長 原 章胤	事後	組織変更及び人事異動に伴う単なる名称変更であるため、重要な変更には該当しない。
平成27年4月1日	Iの8 連絡先	飯綱町 企画財政課 企画係 長野県上水内郡飯綱町大字牟礼2795-1	飯綱町 企画課 企画係 長野県上水内郡飯綱町大字牟礼2795-1	事後	組織変更に伴う単なる名称変更であるため、重要な変更には該当しない。
平成29年4月1日	Iの1 ③システムの名称	—	次期国保総合システムおよび国保情報集約システム	事後	しきい値判断の結果の変更には該当しない変更のため、重要な変更には該当しない。
平成29年4月1日	Iの5 ②所属長	住民環境課長 原 章胤	住民環境課長 梨 本 克 裕	事後	人事異動に伴う単なる変更であるため、重要な変更には該当しない。
平成29年4月1日	Iの7 請求先	飯綱町 総務課 管理防災係 長野県上水内郡飯綱町大字牟礼2795-1	飯綱町 総務課 総務係 長野県上水内郡飯綱町大字牟礼2795-1	事後	組織変更に伴う単なる名称変更であるため、重要な変更には該当しない。
令和1年6月25日	リスク対策		様式変更による新規追加	事後	様式変更であるため、重要な変更には該当しない。
令和3年3月1日	Iの1 ②事務の概要	【右記事項を追記】	・オンライン資格確認等に関する事務	事前	
令和3年3月1日	Iの1 ③システムの名称	【右記事項を追記】	医療保険者等向け中間サーバー等	事前	
令和3年3月1日	Iの3 法令上の根拠	【右記事項を追記】	・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	
令和3年3月1日	Iの4 ②法令上の根拠	【右記事項を追記】	番号利用法 附則第6条第4項 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	
令和3年4月1日	Iの7 請求先	飯綱町 総務課 総務係 長野県上水内郡飯綱町大字牟礼2795-1	飯綱町 総務課 長野県上水内郡飯綱町大字牟礼2795-1	事後	組織変更に伴う単なる名称変更であるため、重要な変更には該当しない。
令和3年4月1日	Iの8 連絡先	飯綱町 企画課 企画係 長野県上水内郡飯綱町大字牟礼2795-1	飯綱町 企画課 長野県上水内郡飯綱町大字牟礼2795-1	事後	組織変更に伴う単なる名称変更であるため、重要な変更には該当しない。
令和4年3月7日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第7号 別表第二 (情報提供の根拠):	番号法第19条第8号 別表第二 (情報提供の根拠):	事後	法改正による
令和6年1月31日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	・国民健康保険法に基づき、被保険者に対し資格管理・保健給付の事務を行っている。	・国民健康保険法に基づき、被保険者に対し資格管理・保険給付の事務	事後	国保情報集約システムのクラウド化移行に伴う変更
令和6年1月31日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第8号 別表第二 (情報提供の根拠):	番号法第19条第8号 別表第二 (情報提供の根拠):	事後	法改正による
令和8年3月31日	8. 人手を介在させる作業	—	[] 人手を介在させる作業はない	事後	様式変更による項目の追加
令和8年3月31日	11. 最も優先度が高いと考えられる対策	—	2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策	事後	様式変更による項目の追加